

# 農地法の規定による許可申請（第4・5条）必要書類一覧表

春日部市農業委員会事務局

## 4・5条許可申請（市街化調整区域）

チェック欄

【必要書類は正本が1通、副本が1通です。受付票・申請書・現場写真は必要数が違うので注意】

- |   |                 |
|---|-----------------|
| (1) 受付票（窓口を用意してあります）                              | 1通              |
| (2) 申請書   | 【4条】 3通 【5条】 4通 |
| (3) 理由書（資材置場の場合は、業務内容、取り扱い資材、必要性を明細に記入）           | 2通              |
| (4) 住民票・住居表示証明等（申請時点で3箇月以内のもの）★市民課                | 2通              |
| ※申請者が市外に在住の場合、又は住所が土地登記全部事項証明書と異なる場合              |                 |
| (5) 法人登記簿謄本（申請時点で3箇月以内のもの）★法務局                    | 2通              |
| (6) 定款（法人のみ）                                      | 2通              |
| (7) 土地登記全部事項証明書（申請時点で3箇月以内のもの）★法務局                | 2通              |
| (8) 仮登記・抵当権抹消承諾書（又は同意書）及び印鑑証明書                    | 2通              |
| ※申請時点で3箇月以内のもの、承諾書又は同意書には実印を押印すること                |                 |
| (9) 公図の写し（縮尺1/500～600、申請地を赤で囲む）                   | 2通              |
| (10) 案内図（都市計画図【コピー可】1/25,000色刷・赤で表示）              | 2通              |
| (11) 付近の状況図（住宅地図等の写し・赤で囲む）                        | 2通              |
| (12) 土地利用計画図（給排水計画、境界構造断面が記載されているもの）              | 2通              |
| ※建物がある場合は平面図・立面図                                  |                 |
| (13) 資金計画書（所有権移転の場合は、土地代金を含めること）                  | 2通              |
| (14) 建築見積書（建築が無い場合は、造成見積書）                        | 2通              |
| (15) 残高証明書又は融資証明書 ★金融機関等                          | 2通              |
| ※原本の提出が出来ない場合は「原本に相違ない」旨を副本に記載すること                |                 |
| (16) 農用地除外証明書 ★農業振興課（農業委員会事務局の隣の課）                | 2通              |
| (17) 土地改良区意見書 ★関係土地改良区（連絡先裏面記載）                   | 2通              |
| (18) ※排水放流同意書 ★関係土地改良区、私設下水組合等                    | 2通              |
| (19) 委任状（申請者連名可）                                  | 2通              |
| ※(3)～(19)及び、その他参考資料については、1通は原本、1通コピー可             |                 |
| (20) 現場写真（撮影から1カ月以内の耕作又は適正に管理されている農地の写真）          | 1通              |
| ◆現場は申請地の範囲が分かるようポールやテープ等で区画明示してください◆              |                 |
| (21) <u>本人確認のできる資料※押印をせずに申請する場合（詳細は裏面・次ページ参照）</u> |                 |

〔注〕 その他参考資料

資材置場・・・資材置場の設置に係る資料、事業実績書、土砂堆積断面図、誓約書  
賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し、工事及び資材搬入計画書  
駐車場・・・駐車場の設置に係る資料、要望書、車検証の写し、社員名簿、誓約書  
農業用倉庫・・・農業用倉庫の設置に係る資料等  
その他・・・戸籍謄本、借家証明（契約書の写し）、水路占用許可書の写し、  
取引証明、資格証明の写し等

- ※ 1 (3)～(19)については、A4サイズに折り、番号順に並べてください。
- ※ 2 申請内容によっては、上記の書類以外を求める場合があります。
- ※ 3 申請締切日は、毎月5日です。（ただし、休日の場合はその翌開庁日）
- ※ 4 開発許可・承認が必要な場合は、開発調整課へ同時申請をお願いいたします。
- ※ 5 埋め立て面積が、500㎡以上の場合は環境政策推進課等の許可が必要です。

## 【押印の廃止について】

令和3年9月15日より埼玉県農地調整関係事務処理要領が改正されます。要領の改正により、押印が廃止になり、申請様式が変わりました。押印は廃止になりますが、本人申請の確認を取るために以下のものが求められます。

### 本人申請の場合

#### 【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カードまたは特別永住者証明書等

#### 【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

### 代理申請の場合

#### 【下記から2点必要】

申請人の運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カードまたは特別永住者証明書等、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

※申請人が複数いる場合は、それぞれの確認が必要になります。

## 土地改良区連絡先

	改良区名	住所	電話番号
	新方領用悪水路土地改良区	春日部市備後東6丁目11-22	048-735-0516
	豊野用排水土地改良区	春日部市銚子口999（豊野地区公民館内）	048-738-1950
	庄内領用悪水路土地改良区	春日部市下柳43-6	048-745-1045
	葛西用水路土地改良区	幸手市戸島2丁目155	0480-47-3811
	元荒川土地改良区	さいたま市岩槻区大字新方須賀1160	048-799-0799
	見沼代用水土地改良区	久喜市菖蒲町菖蒲65	0480-85-9100
	庄和北部土地改良区	春日部市立野380-1	048-748-0909